

告 訴 状


令和3年12月21日

東京地方検察庁 検事正 殿

告訴人代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

特別公務員暴行陵虐罪等告訴事件

第一 当事者の表示

		告訴人	木 原 功 仁 哉
〒604-0093	京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル2階（送達場所） 電話 075-211-3828 FAX 075-211-4810	告訴人代理人弁護士	南 出 喜 久 治
〒100-8920	東京都千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所民事第2部気付	被告訴人	春 名 茂
〒100-8920	上記同所	被告訴人	横 井 靖 世
〒100-8920	上記同所	被告訴人	下 道 良 太

第二 告訴の趣旨

被告訴人らの後記所為は、公務員職権濫用罪（刑法第193条）、特別公務員職権濫用罪（刑法第194条）及び特別公務員暴行陵虐罪（刑法第195条）に該当すると思料されるので、被告訴人らを嚴重に処罰されたく告訴する。

第三 告訴の事実

被告訴人春名茂、同横井靖世及び同下道良太（以下「裁判官ら」といふ。）は、東京地方裁判所民事第2部に配属された裁判官であり、同庁令和3年（行ウ）第301号武漢ウイルス感染症指定取消等請求事件（以下「本件事件」といふ。）を審理する合議体を構

成するものであるが、同年10月12日午後1時30分に同庁第703号法廷で開廷された同事件の第1回口頭弁論期日において、告訴人が同事件の原告訴訟代理人として、予め合議体に提出しその陳述する機会を与へられていた別紙意見陳述書に基づいて朗読しやうとした際、別紙意見陳述書のうち下線を施した部分（以下「検閲部分」といふ。）を陳述することを禁じたので、告訴人がその理由の説明を求めたが、裁判長である被告人春名茂は合理的な理由を述べなかつたことから検閲部分の陳述を始めたところ、被告人春名茂は、裁判官らと合議の上、突如として告訴人木原功仁哉に退廷命令を宣告し、警備職員4名に命じて同人の両手両足を抱へ込んで担ぎ上げ、強制的に身体を拘束し、法廷外へ連れ去つて投げ出され、よつて、裁判官らは、合議に基づく共謀の上、違憲の検閲行為を行ふために、その職権を濫用して告訴人に退廷命令を発出して警備職員に命じて逮捕し暴行させたものである。

第四 罪名及び罰条

告訴の事実は、公務員職権濫用罪（刑法第193条）、特別公務員職権濫用罪（刑法第194条）及び特別公務員暴行陵虐罪（刑法第195条）に該当し、これらは観念的競合の関係にある。

第五 事情

- 一 本件事件は、添付の訴状のとほりの事件である。
- 二 1 令和3年7月30日に提訴された本件事件は、同年10月12日（火）午後1時30分に東京地方裁判所第703号法廷で第1回口頭弁論が開かれた。
 - 2 この日は、本件事件の主任の原告訴訟代理人である告訴人木原功仁哉弁護士（以下「木原弁護士」といふ。）が、冒頭で意見陳述することになつてをり、この訴訟を中心とした政治運動の広がりの中で、木原弁護士が10月19日告示、31日投開票の衆議院議員総選挙に、兵庫県第1区（神戸市東灘区、灘区、中央区）から無所属で立候補することも盛り込んだ内容の意見陳述書を朗読することになつてみた。
 - 3 ところが、その前日の午前10時40分ころに、東京地裁民事第2部の被告人横井靖世裁判官（以下「横井裁判官」といふ。）から本件事件の原告代理人であり、送達場所となつてゐる南出喜久治弁護士（以下「南出弁護士」といふ。）の事務所に電話があり、12日のことで話があるとのことであつた。そして、南出弁護士が午後電話をしたところ、すでに10月5日に木原弁護士が作成して裁判所に提出してゐた意見陳述書のうち、木原弁護士が衆議院議員総選挙に立候補することを記述した部分（検閲部分）を削除して陳述してほしいといふのが合議体の見解であると言つてきた。
 - 4 横井裁判官は、これは選挙の事前運動の疑ひがあると言つたが、これは事前運動ではないことが明らかであり、南出弁護士はその説明をした。これは選挙運動、つまり投票を求める行為ではなく、立候補することの声明に過ぎない。もし、これが許されないのであれば、立候補予定者が立候補を声明したことをメディアが報道す

ることも事前運動に加担したことになつてしまふのである。

- 5 南出弁護士がその説明をすると、横井裁判官は納得したものの、今度は、立候補と本件訴訟とは関係がないからだと話をすり替へてきた。しかし、もし、原告訴訟代理人の木原弁護士が衆議院議員総選挙に立候補をすることが本件訴訟とは関係がないといふのであれば、意見陳述書には、ワクチンを中止するか否かが全く争点となつてゐない自民党総裁選のことや、その候補者に対して公開質問状を出し、野田聖子がワクチン禍として不妊の危険がないとは言ひ切らなかつたことなども書いてみたのであつて、このやうなことは、木原弁護士の立候補以上に本件訴訟とは全く関係がないことになる。
 - 6 ところが、横井裁判官は、自民党総裁選などの記述の削除は求めずに、木原弁護士の立候補声明のことだけを狙ひ撃ちにして削除を求めてきたのである。従つて、裁判官らの削除指示は、意図的な選挙干渉であり、司法の政治的中立性を放棄した意味において極めて違法かつ矛盾した行為であることが明らかであつた。
 - 7 特に、本件事件は、露骨な報道統制によつて、この提訴報道が全く為されてゐないことから、訴訟の当事者や支援者らが、訴訟だけではなく、社会運動や政治運動などと連動して取り組むこととなり、この訴訟は、その中心に位置づけられるもので、提訴した代理人の木原弁護士の立候補は密接不可分な関係にあると説明したのである。
 - 8 そして、この文書は、すでにネット上で公開されてゐるので、もし、これを削除して陳述すれば、裁判所が検閲したことや、原告訴訟代理人の南出弁護士及び木原弁護士がそれに屈したことの不名誉が明らかになつてしまふが、それでもよいのか、と南出弁護士は横井裁判官を諭すと、これについても、横井裁判官は反論しなかつたのである。
- 三 1 一般に、訴訟では、当事者がその訴訟とは関係のない余事記載のある準備書面を提出しても、裁判所は、裁判に関係がないとしてその削除を求めることはない。その内容が公序良俗に反するものであるとか、その記載自体が脅迫や名誉毀損などの犯罪を構成することなど、自づから制約される場合は削除を求められても当然であるが、それ以外のことについては当事者主義、弁論主義として、当事者の判断に委ねられてゐるのである。
- 2 そして、このやうな意見陳述書は、口頭弁論調書には添付されるものの、裁判で認否・反論が必要となる主張書面としては取り扱はれず、これを改めて証拠として提出しない限りは、証拠としても扱はれないものなのである。
 - 3 そして、この意見陳述書は、裁判所の要請によつて事前に文書を送付してゐるもので、その一部を削除せよといふのは、占領憲法第21条第2項前段が禁止する検閲に当たり、裁判所が憲法違反の検閲をすることは到底許されるものではない、と南出弁護士は強く抗議した。
 - 4 すると、横井裁判官は、それでは、もう一度合議体で再度協議して連絡するといふことであつた。そして、再び連絡があつたが、裁判所の方針としては、どうしても削除してほしいので、削除しないままで陳述するのであれば、裁判所の訴訟指揮権を行使して退廷命令を出すことになりうると言はれた。

- 5 そもそも、訴訟指揮権といふものは、こんな場面で行使される性質のものではない。また、裁判所法第71条で、法廷の秩序維持のための措置として、退廷を命ずることはできるが、仮に、立候補声明が余事記載であつたとしても、それは数秒間の時間で朗読し終はるもので、それによつて法廷の秩序を混乱させ裁判所の職務の執行を妨げたとして、退廷を命ずる事由に該当する筈がない。
 - 6 裁判官らの要求は、明らかに検閲による削除命令である。法廷の秩序維持のためになされる退廷命令を、検閲を正当化して強行することに利用するのは、権限の濫用であり、違憲かつ違法な行為なのである。しかし、これほどまでに裁判官らが、検閲に固執する理由はどこにあるのか不明であるが、裁判官らが本気でそのやうな強硬措置を執らうとしてゐると判断されたことから、南出弁護士と木原弁護士とは、その対応策を協議することになつた。
 - 7 そして、その結果、裁判所がこのやうな行為を強行することは、刑法第193条の公務員職権濫用罪（公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。）に該当し、もし、身体を拘束して退廷させた場合は、刑法第194条の特別公務員職権濫用罪（裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。）に該当する犯罪行為であるので、正当かつ納得のできる説明がなされない限り、その指示に任意に従つて自発的に退廷することは、違憲かつ違法行為を自ら容認することになるので応じられないとの結論に達した。
 - 8 また、この裁判所の行為の理不尽さを、支援のために傍聴してくれる人に知らせて目撃証人になつてもらふためにも、違憲・違法な退廷命令に対して任意に応ずることを避け、強制力が行使される現実を見てもらふ方針にすることを決めた。
 - 9 そして、木原弁護士は、意見陳述において、正当な理由を告知しない削除命令に応ぜずに堂々と陳述しやうとしたら、春名裁判長が怒号で退廷命令を発令し、強制的に木原弁護士の身体を拘束させて退廷させたのである。
- 四 1 呼びかけに応じてくれた多くの支援者らが東京地裁に集まり、我々の行動表現であるマスク不着用に賛同した人達が長蛇の列を作つたが、傍聴席の抽選はされずに先着順で26席の傍聴席を埋め尽くしてくれた。
- 2 傍聴希望者は、裁判所の構内でも、703号法廷のある7階でも多くのマスク不着用の人がゐた。鼻出しマスクの人を含めると400人以上は集まつたとの報告を受けたが、裁判所入口での所持品検査でも、マスク不着用のことが原因で、何らトラブルも混乱も起こつてゐない。
 - 3 ところが、共同通信が配信したニュースでは、「数百人マスクせず混乱、東京地裁 ワクチン訴訟で」として、
「新型コロナウイルスのワクチン特例承認差し止めを巡る訴訟の第1回口頭弁論が12日、東京地裁で開かれ、庁舎内に関係者とみられる数百人がマスクを着用せずに集団で入った。職員らは感染予防のため対応に追われ、混乱した。午後1時半の開廷に合わせ、裁判所の建物に入るための手荷物検査には長い行列ができた。1階のロビーや弁論が開かれた法廷のある7階のフロアも、マスクをしない人であ

ふれかえった。」

とし、あたかもマスク不着用で混乱したといふフェイクを垂れ流し、ワクチン訴訟の内容のことや、法廷での検閲と退廷命令などの事件については全く報道されなかつたのであつて、わが国の報道統制と捏造報道の凄まじさは、いまや韓国以上である。

- 4 ところで、露骨な検閲をして違法な退廷命令まで出した春名裁判長は、マスク着用の義務がなく任意であると法廷で発言した。我々は、この訴訟において、令和3年8月30日付け準備書面で、「マスクの着用義務がないことを確認する」旨の請求を追加してみたのであり、国は、答弁書でその法的義務があるかのやうに争つてゐる。にもかかわらず、裁判長は、マスク着用義務がないと明確に判断したのであるから、裁判所は判決を出す前に我々の請求を先取りして認容した訳である。
- 5 いづれにせよ、同調圧力によつて、言論が統制され洗脳される言論界と、検閲を横行させる司法に対して、一罰百戒の制裁をなすべきことが検察の使命であるとの自覚を持つて、本件を厳罰に処すべきことを切望するものである。

第六 附属書類

- 一 訴状、準備書面 (1) ないし (4)
- 二 意見陳述書 (告訴人が裁判所に提出した書面の写し)
- 三 反訳書 (現場録音)
- 四 陳述書 ()
- 五 診断書 ()
- 六 委任状

(別紙) 意見陳述書

令和3年(行ウ)第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件

原告 大橋 眞 外2名

被告 国

意見陳述書

令和3年10月5日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 木原功仁哉

これまでに提出した主張書面に付加して、以下のとおり述べます。

1 ワクチン薬害を救済しない国の棄民政策

厚労省が令和3年10月1日に公表したワクチン副作用疑いのある死者は1233人に達していますが、国に報告されずに埋もれてしまっているケースや、医療機関から国に報告が上がっても国が「副作用疑いがない」と勝手に決めつけて揉み消しているケースが少なくないため、実際にはもっと多くの方が亡くなっていると思われます。

すでに私のもとにも、ワクチン接種後に亡くなった方のご遺族からの相談が続々と寄せられています。例えば、接種後2日後、自宅で倒れているのを発見された50代の男性は、顔が首を絞められたように真っ赤になり、全身に斑点ができた状態で亡くなりました。解剖を行いましたが入心筋炎と診断され、ワクチン接種との因果関係があるとは評価されなかったため、接種2日後に亡くなったにもかかわらず国からの救済を受けておりません。

そもそも、国は、ワクチン被害者を積極的に救済する気がありません。亡くなられた1233人のうち、これまでに救済された人は一人もいません。今年5月、接種4時間後に亡くなられた神戸市内の73歳の女性も同様です。

そうすると、遺族が救済を得るためには、国を相手取って裁判を戦わなければなりません。しかし、裁判には長い年月と高額のコストが必要です。しかも、ワクチンと死亡との因果関係が認められた裁判例は少なく、多くの遺族が救済を受けられずに泣き寝入りしてきたというのがこれまでのワクチン薬害裁判の歴史であり、今回のワクチンについても、まさに同じことが起きようとしているのです。

国は、ワクチン接種を積極的に推奨しておきながら、副作用が起きても救済しようとしなのは、まさに「棄民行為」であって、無惨至極と言うより外にありません。

2 ワクチン推進の「大政翼賛会」の出現

今や、国政政党もマス・メディアも、「ワクチン推進」一辺倒となっており、ワク

チン推進の障害となるような薬害に関する情報はほとんど提供されていません。

国政政党は、与野党問わず製薬会社からの金を受け取っていますから、明確にワクチンに反対する議員は一人もいません。

マス・メディアは、スポンサーである製薬会社から金を受け取っていますから、ワクチン推進一辺倒の報道をします。そして、ワクチンに反対したり、ワクチンに懐疑的な見解は、黙殺されるか、「陰謀論者」「デマ」などと徹底的に批判されます。こうした情報統制の結果、多くの国民に「ワクチンは安全だ」と信じ込ませて接種がどんどん進み、ワクチン薬害が拡大するのです。

今や、国政政党もマス・メディアもワクチン利権まみれであり、ここに、ワクチン推進の「大政翼賛会」が出来上がってしまったのです。そして、この「大政翼賛会」は、国民がどれだけワクチン薬害で苦しもうともお構いなしで、来年には3回目、ひいては「定期接種」を計画しているのです。

3 ワクチン開発の目的

そもそも、ワクチン開発の目的がどこにあるのかを知らなければなりません。

マイクロソフト創業者のビル・ゲイツ氏がTED2010会議において、「Innovating to zero!」との演題で講演した際、

(4:27) まずは人口です。現在、世界の人口は68億人です。90億人程度まで増加します。しかし、新ワクチンや保健医療、生殖関連で十分な成果を納めれば、おそらく10%から15%抑えることができるかもしれません。しかし今は、増加率を1.3と見ています。

と、ワクチンにより人口を10～15%削減できると発言し

(https://www.ted.com/talks/bill_gates/transcript?language=ja)、現に、ビル・ゲイツ氏は、モデルナ社とアストラゼネカ社などに多額の投資をしました。なお、上記発言は、現在に至るまで撤回されていません。

このように、製薬会社に対して多額の投資をしたビル・ゲイツ氏本人が、ワクチン普及の目的が人口削減にあることを認めているのに、「『ワクチンで不妊』はデマ」と言い切る河野太郎前ワクチン担当相は、何を根拠に言っているのでしょうか。国民が最も不安に感じている事柄に対して誠実に答えようとする河野氏は、政治家である前に人間としての良心を欠いていると言わざるを得ません。

4 ワクチンによる不妊症のリスクが否定できない

私たち弁護団は、令和3年9月に実施された自民党総裁選の告示に際し、4人の候補者に対して、コロナ対策に関する公開質問状を提出しました。これに対し、野田聖子衆議院議員から回答があり、ワクチンで不妊症になるリスクがあるのかについて、「今回のワクチンの治験期間が短いため、正確な事実がつかめていない」と回答し（添付資料）、不妊症になるリスクを否定しませんでした。なお、当選した岸田文雄総裁からは全く回答がありませんでした。

5 日本再生のため、ワクチン接種の即時中止を求める

ビル・ゲイツ氏の発言や、野田議員の回答からしても、今回のワクチンが「人口削

減ワクチン」「断種ワクチン」であることが明らかであり、これを全国民に推奨することは、私たちの民族の滅亡に繋がりがねません。

私たちは、祖先が守り抜いた日本を次の世代に承継するためには、今こそ草莽崛起して戦わなければならないとの自覚のもと、この訴訟を徹底的に戦ってまいります。

また、訴訟だけではワクチン接種の即時中止を実現させることができないことから、私自身が、来るべき衆議院議員総選挙において、私の地元である神戸市東灘区を含む兵庫1区から立候補し、ワクチン利権まみれの「大政翼賛会」と戦います。そして、当選した暁には、「ワクチン中止」「予防政策から治療政策へ」の公約を必ずや実現させます。

6 結語

私は、日本再生のため、この訴訟と国政選挙を徹底的に戦い抜きますので、志ある方々は私と一緒に立ち上がってください。

添付資料

野田聖子事務所の回答メール（令和3年9月22日付け）